



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

- 戸籍法施行規則等の一部を改正する省令 (法務六六)
- 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律附則第四条の規定による保安規程の経過措置に関する省令 (経済産業九五)
- 鉱山保安法施行規則 (同九六)
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令 (同九七)

〔告示〕

- 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 (厚生労働三五〇)
- 肥料を登録した件 (農林水産一七五四)
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 (同一七五五)
- 肥料の名称及び生産業者又は輸入業者の氏名若しくは名称若しくは住所の変更に係る届出があった件 (同一七五六)
- 肥料の登録を失効した件 (同一七五七)

一 六 五 四 三 二 一

〔官庁報告〕

官庁事項

平成十六年度第一・四半期予算使用の状況 (内閣)

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人さけ・ます資源管理センター
平成十五年事業年度財務諸表、特定計量器型式承認、企業年金基金設立関係

地方公共団体

公債償還 (千葉県・東京都)、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

五 四 三 二 一

省令

○ 法務省令第六十六号
戸籍法 (昭和二十二年法律第二百二十四号) 第二百二十五条の規定に基づき、戸籍法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年九月二十七日
法務大臣 野沢 大三

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令
第一条 戸籍法施行規則 (昭和二十二年司法省令第九十四号) の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。
別表第二 漢字の表 (第六十条関係)

一 丑 丞 串 乃 之 乎 也 云 亘 亘 互 些 亦
亥 亨 亮 仔 伊 伎 伍 伽 佃 佑 伶 侃
侑 俄 俠 俣 俚 侶 倭 俺 俱 倦 倅 偲
僅 傭 儲 允 兔 兜 其 冥 冴 冶 淒 凌
凜 凜 凜 凜 凜 凜 凜 凜 凜 凜 凜 凜
勾 勾 勿 匡 廿 卜 卯 卿 厨 厩 又 叡
叢 叶 只 吾 吞 吻 呂 哉 哨 啄 唄 哩
喬 喧 喰 喋 嘩 嘉 嘗 噲 噲 圃 圭 坐
堯 堯 坦 埼 埴 堆 堰 堺 堵 塙 塞 墳

壕壬夷奄奈奎套妖娃姪姥媵

媛嬉孟宏宋宛宕宥寅寓寵尖

尤屑岡峨峻崖峻嵐嵯嵩嶺巖

巖已巳巴巷巽巾帖幌幡庄庇

庚庵廟廻弘弛弥彌彗彦彪彬

徠忽怜恢恰恕悌惟惚悉惇惹

惺惚慧懂憐戊或戚戟戴托按

搽拭挨拳捉挺挽掬捲捷捺捻

捧掠揃摑摺撒撰撞播撫擢攷

敦斑斐幹斧斯於旦旭旺昂昊

昏昌昧昴晏晃|眈晒晋晟晦晨

智暉暢暖曙曝曳曾曾朋朔杏

杖杜李杭杵枕杷枇柑柴柵柿

柘柎柝柏杙柚桧檜栲桔桂桁

栖桐栗梧梗梓梢椰梯桶梃栳

梨梁椅棲椎椋椀楯楚楸椿楠

楓椰檣楊榎樺榭榛楨檟檣槌

檉槻樟榑橘樽橙檣檀櫂櫛櫓

欣欽歎此殆毅毘毳汀汝汐汎

汲沙汰沌沓沫洸洲洵洛浩湮

淵淳渚渚淀淋渥湘湊湛湧溢

滉溜漱漕漣滲濡瀕灘灸灼烏

焰焚煌煎煤煉熙熊燕燎燦燭

耀爪爽爾牒牙牟牡牽犀狼猪

猪獅玖玩珂珈珊瑚玲琢琢琉

瑛琥琶琵琶琳瑚瑞瑶瑳瑠璃瓜

瓢瓦甥甫畏昂畢畿疋疏瘦阜
 皓眉眸睦瞳瞥瞭矩砦砥砧硯
 碓碗碩碧磐磯祇衤禰祐祐祿
 祿禎禎禱禽禾秦秭稀稔稟稜
 稽穰穰穿窄窟窪窺竣豎竺竿
 笈笹笙笠筥筑箕箔箸篇篠簞
 簾粲粥粟糊紘紗紐絃紬絆絢
 綺綜綴緋綾綸縞徽繫繡纂纏
 矜羨翔翠耀而耶耽聰肇肋肘
 肴胤胡脇脩腔腎膏膳臆臥臼
 舜舷舵艷芥芹苾芭芙芦苑茄
 苔莓茅茱茨茸茜莞荻莫莉菅
 堇菖荀菩萌蒨萊菱葦葛葵萱

茸荻董葡蓋蓑蒔菟蒼蒲蒙蓉
 蓮蔭蔣蔦蓬蔓蕎蕨蕉蕃蕪蔽
 雍蕾踞藁薩藤藍蘇蘭虎虹蜂
 蜜蝦蝶螺蟬蟹蠟衿袖袈袴裡
 裾裘裳襖訊訣註詣詢詮詫誼
 諏諄誰諒謂諺諦謎讚豹貌貫
 貼賑赴跨蹄蹟蹴輔輯輿轟辰
 迂迂迄迪迦迥迨逢遙遙
 遁遯遜遼邑那祁郁鄭西耐醇
 醐醒醞醬采釉釘釜釧鋒鋸錦
 錐鏑錫鍋鍵鍬鎧鎌閃閨閣閨
 阜阪阿陀隈隙隼雀雁雛雫霞
 靖鞞鞍鞫鞫鞫鞭韓頁頃須頌頓

頗(頗)顛(顛)颯(颯)餅(餅)饗(饗)馨(馨)馴(馴)馳(馳)駕(駕)駒(駒)駿(駿)
 驍(驍)魁(魁)魯(魯)鮎(鮎)鯉(鯉)鯛(鯛)鱒(鱒)鱗(鱗)鳩(鳩)鳶(鳶)鳳(鳳)
 鴨(鴨)鴻(鴻)鵠(鵠)鵬(鵬)鶴(鶴)鷗(鷗)鷺(鷺)鷹(鷹)鹿(鹿)麒(麒)麓(麓)
 麟(麟)磨(磨)黎(黎)黛(黛)鼎(鼎)龜(龜)

注「」は、相互の漢字が同一の字種であることを示したものである。

二 亞(亞)惡(惡)爲(為)逸(逸)榮(榮)衛(衛)衛(衛)
 謁(謁)圓(圓)緣(緣)菌(菌)園(園)應(應)櫻(櫻)櫻(櫻)
 奧(奧)橫(橫)溫(溫)價(價)禍(禍)悔(悔)悔(悔)
 海(海)壞(壞)懷(懷)樂(樂)渴(渴)卷(卷)卷(卷)
 陷(陷)寬(寬)漢(漢)氣(氣)祈(祈)器(器)器(器)
 偽(偽)戲(戲)虛(虛)峽(峽)狹(狹)響(響)響(響)
 曉(曉)勤(勤)謹(謹)駟(駟)勳(勳)薰(薰)薰(薰)
 惠(惠)揭(揭)鷄(鷄)藝(藝)擊(擊)縣(縣)鼎(鼎)

儉(儉)劍(劍)險(險)圈(圈)檢(檢)顯(顯)顯(顯)
 驗(驗)嚴(嚴)廣(廣)恆(恆)黃(黃)國(國)國(國)
 黑(黑)穀(穀)碎(碎)雜(雜)社(社)視(視)視(視)
 兒(兒)濕(濕)實(實)社(社)者(者)煮(煮)煮(煮)
 壽(壽)收(收)臭(臭)從(從)澁(澁)獸(獸)獸(獸)
 縱(縱)祝(祝)暑(暑)署(署)緒(緒)緒(緒)諸(諸)諸(諸)
 敍(敍)將(將)祥(祥)涉(涉)燒(燒)獎(獎)獎(獎)
 條(條)狀(狀)乘(乘)淨(淨)剩(剩)疊(疊)疊(疊)
 孃(孃)讓(讓)釀(釀)神(神)真(真)寢(寢)寢(寢)
 慎(慎)盡(盡)粹(粹)醉(醉)穗(穗)瀨(瀨)瀨(瀨)
 齊(齊)靜(靜)攝(攝)節(節)專(專)戰(戰)戰(戰)
 織(織)禪(禪)祖(祖)壯(壯)爭(爭)莊(莊)莊(莊)
 搜(搜)巢(巢)裝(裝)僧(僧)層(層)騷(騷)騷(騷)

增(増)憎(憎)藏(蔵)贈(贈)臧(臧)卽(卽)

帶(帶)滯(滯)瀧(滝)單(単)嘆(嘆)團(団)

彈(弾)晝(昼)鑄(鑄)著(著)廳(庁)徵(徵)

聽(聴)懲(懲)鎮(鎮)轉(転)傳(伝)都(都)

嶋(島)燈(灯)盜(盗)稻(稲)德(徳)突(突)

難(難)拜(拜)盃(杯)賣(売)梅(梅)髮(髪)

拔(抜)繁(繁)晚(晩)卑(卑)祕(秘)碑(碑)

賓(賓)敏(敏)富(富)侮(侮)福(福)拂(払)

佛(仏)勉(勉)步(歩)峯(峰)墨(墨)翻(翻)

每(毎)萬(万)默(黙)埜(野)藥(薬)與(与)

搖(揺)樣(様)謠(謡)來(来)賴(頼)覽(覧)

欄(欄)龍(竜)虜(虜)涼(涼)綠(緑)淚(涙)

壘(塁)類(類)禮(礼)曆(曆)歷(歴)練(練)

鍊(鍊)郎(郎)朗(朗)廊(廊)錄(録)

注 括弧内の漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する漢字であり、当該括弧外の漢字とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。

第二条 戸籍法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十六年法務省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。附則別表を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第九十五号

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十四号)附則第四条の規定に基づき、及び同法を実施するため、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律附則第四条の規定による保安規程の経過措置に関する省令を次のように定める。

平成十六年九月二十七日

経済産業大臣 中川 昭一

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律附則第四条の規定による保安規程の経過措置に関する省令

(保安規程の届出期限延長の承認申請)

第一条 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)附則第四条第一項第一号の規定に基づき、保安規程の届出の期限を延長するための経済産業大臣の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出するものとする。

一 鉱山名

二 保安規程の届出を延長する理由

(鉱山の現況調査)

第二条 改正法附則第四条第二項の事項は、次に掲げる項目について保安を害する要因(その評価を含む。)とする。

一 掘採箇所及びその周辺の地質状況

二 鉱山周辺の状況

三 鉱山の現況調査の実施体制

四 現行の保安管理体制及び構成員のそれぞれの職務の範囲(請負を含む。)

五 現在鉱山労働者に施している保安教育(再教育を含む。)の程度及びその方法

六 鉱山における災害の対応

七 現在実施している保安を推進するための活動の内容及び体制

八 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)第三条から第二十二条まで、第二十四条(次号に掲げる事項を除く。)、第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定により鉱業権者が講ずべき措置に係る事項(機械、器具及び工作物等に係る調査にあつては、それらが故障、破損その他の事由により通常の使用ができない場合を含む。)

九 海洋施設における油の処理

十 鉱山の施設を使用して行う研修及び見学

十一 前各号に掲げるもののほか、鉱山における保安を害する事項

2 改正法附則第四条第二項の調査の結果の記録は、二十年間保存するものとする。

3 改正法附則第四条第二項の調査の結果の記録は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法を用い)により作成し、保存することができる。

4 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにならなければならない。

5 第三項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。